8　幹部職員及び管理職員の定義

(一)　幹部職員の定義は、内閣府設置法第五〇条若しくは国家行政組織法第六条の長官、同法第一八条第一項の事務次官若しくは同法第二一条第一項の局長若しくは部長の官職、又はこれらに準ずる官職であって政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占める職員をいうこととした。

(二)　管理職員の定義は、国家行政組織法第二一条第一項の課長若しくは室長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であって政令で定めるもの（以下「管理職」という。）を占める職員をいうこととした。（第三四条関係）

9　採用の方法

職員の採用は、競争試験によることとした。ただし、係員の官職（標準的な官職が係員である職制上の段階に属する官職その他これに準ずる官職として人事院規則で定めるものをいう。10の(一)において同じ。）以外の官職に採用しようとする場合又は人事院規則で定める場合には、競争試験以外の能力の実証に基づく試験（以下「選考」という。）の方法によることを妨げないこととした。（第三六条関係）

10　採用試験における対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材

(一)　採用試験は、次の官職を対象として行うこととした。

イ　係員の官職のうち、政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする官職その他これらに類する官職であって政令で定めるもの（ハを除く。）

ロ　定型的な事務をその職務とする係員の官職その他の係員の官職（イ及びハを除く。）

ハ　係員の官職のうち、特定の行政分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務とする官職として政令で定めるもの

ニ　係員の官職より上位の職制上の段階に属する官職のうち、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を有する者を採用することが適当なものとして政令で定めるもの

(二)　採用試験の種類は、次のとおりとすることとした。

イ　総合職試験（(一)のイの官職への採用を目的とした競争試験をいう。）であって、一定の範囲の知識、技術その他の能力（ロからニにおいて「知識等」という。）を有する者として政令で定めるものごとに、受験者が(一)のイの官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び(一)のイの官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うそれぞれの採用試験

ロ　一般職試験（(一)のロの官職への採用を目的とした競争試験をいう。）であって、一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものごとに、受験者が(一)のロの官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び(一)のロの官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うそれぞれの採用試験

ハ　専門職試験（(一)のハの官職への採用を目的とした競争試験をいう。）であって、(一)のハの特定の行政分野に応じて一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものごとに、受験者が(一)のハの官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び(一)のハの官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うそれぞれの採用試験

ニ　経験者採用試験（(一)のニの官職への採用を目的とした競争試験をいう。）であって、(一)のニの職制上の段階その他の官職に係る分類に応じて一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものごとに、受験者が(一)のニの官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び(一)のニの官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うそれぞれの採用試験

(三)　採用試験により確保すべき人材に関する事項は、(二)の採用試験の種類ごとに、政令で定めることとした。

(四)　(一)から(三)の政令は、人事院の意見を聴いて定めることとした。（第四五条の二関係）

11　採用試験の方法等

採用試験の方法、試験科目、合格者の決定の方法その他採用試験に関する事項については、この法律に定めのあるものを除いては、10の(二)の採用試験の種類に応じ、人事院規則で定めることとした。（第四五条の三関係）

12　採用昇任等基本方針

(一)　採用昇任等基本方針に定める事項として、7の(三)の基本的事項のほか、次の事項を追加することとした。

イ　管理職への任用に関する基準その他の指針

ロ　任命権者を異にする官職への任用に関する指針

ハ　職員の公募に関する指針

ニ　官民の人材交流に関する指針

ホ　子の養育又は家族の介護を行う職員の状況を考慮した職員の配置その他の措置による仕事と生活の調和を図るための指針

(二)　(一)のハの指針を定めるに当たっては、犯罪の捜査その他特殊性を有する職務の官職についての公募の制限に関する事項その他職員の公募の適正を確保するために必要な事項に配慮することとした。（第五四条関係）

13　任命権者

(一)　外局の長（実施庁以外の庁にあっては、外局の幹部職）に対する任命権は、各大臣に属することとした。

(二)　任命権者は、幹部職以外の官職（内閣が任命権を有する場合にあっては、幹部職を含む。）の任命権を、その部内の上級の国家公務員（内閣が任命権を有する幹部職にあっては、内閣総理大臣又は国務大臣）に限り委任することができることとした。（第五五条関係）

14　適格性審査及び幹部候補者名簿

(一)　内閣総理大臣は、次の者について、政令で定めるところにより、幹部職（自衛隊法第三〇条の二第一項第六号の幹部職を含む。ロ及び(二)において同じ。）に属する官職（同項第二号の自衛官以外の隊員が占める職を含む。(二)及び21の(四)において同じ。）に係る標準職務遂行能力（同項第五号の標準職務遂行能力を含む。(二)において同じ。）を有することを確認するための審査（以下「適格性審査」という。）を公正に行うこととした。

イ　幹部職員（自衛隊法第三〇条の二第一項第六号の幹部隊員を含む。ロにおいて同じ。）

ロ　幹部職員以外の者であって、幹部職の職責を担うにふさわしい能力を有すると見込まれる者として任命権者（自衛隊法第二条第五項の隊員の任免について権限を有する者を含む。(三)及び(四)、18並びに21の(四)において同じ。）が内閣総理大臣に推薦した者

ハ　イ及びロの者に準ずるものとして政令で定める者

(二)　内閣総理大臣は、適格性審査の結果、幹部職に属する官職に係る標準職務遂行能力を有することを確認した者について、政令で定めるところにより、氏名その他政令で定める事項を記載した名簿（以下「幹部候補者名簿」という。）を作成することとした。

(三)　内閣総理大臣は、任命権者の求めがある場合には、政令で定めるところにより、当該任命権者に対し、幹部候補者名簿を提示することとした。

(四)　内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、及び任命権者の求めがある場合その他必要があると認める場合には随時、適格性審査を行い、幹部候補者名簿を更新することとした。

(五)　内閣総理大臣は、(一)から(四)までの権限を内閣官房長官に委任することとした。

(六)　(一)の柱書き及び(二)から(四)までの政令は、人事院の意見を聴いて定めることとした。（第六一条の二関係）

15　幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用

(一)　選考による職員の採用であって、幹部職への任命に該当するものは、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であって、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うこととした。